

2015 年中国税関知的財産権保護状況

2015 年、税関総署は中国共産党の第 18 期中央委員会第 3 回、第 4 回、第 5 回全体会議の趣旨及び習近平総書記の数々の重要講話の趣旨を深く学び、貫徹し、2015 年全国税関長会議の安配に従い、国の革新駆動発展戦略に焦点を当て、積極的に知的財産強国の建設に参加し、税関の輸出入知的財産保護機能を十分に発揮し、輸出入分野の権利侵害・模倣を厳しく摘発し、公平且つ秩序ある貿易環境の維持に努め、著しい効果を取得した。

一、2015 年の中国税関の侵害被疑貨物押収状況

2015 年、中国税関が講じた知的財産権保護措置は 2 万 5,000 回余り、知的財産権侵害の嫌疑により実際に差押えた輸出入貨物は 2 万 3,000 ロット余り、侵害商品は 7,000 万点にも上った。

2015 年、中国税関による侵害被疑貨物押収には以下の特徴がみられた。

(一) 税関が職権により自発的に差押えたケースを主とする。

2015 年、税関が職権により自発的に押収した侵害被疑貨物は通年で押収したロット総数の約 99%を占め、侵害商品は 4,500 万点余りで、通年で押収した商品総数の約 65%を占めた。税関が申請により押収した侵害被疑貨物は 68 ロットしかなかったが、侵害商品が多く、合計で 2,400 万点余りに達し、押収貨物総数の 35%を占めた。

(二) 押収した侵害被疑輸入貨物が継続的に増加している。

税関が押収した侵害被疑輸入貨物が数年連続して増加傾向を見せ、その内 2015 年に押収した侵害被疑輸入貨物は合計で 753 ロットに達し、2014 年と比べて約 10%増えた。押収地は主に青島、深セン、昆明、南寧等の税関に集中した。

一方、2015 年に税関が押収した侵害被疑輸出貨物は 2.2 万ロットで、押収したロット総数の 96.76%を占め、2014 年と比べて 2.64%減、侵害商品は 6,944 万点で、侵害被疑貨物総数の 99.53%を占め、2014 年と比べて 24.13%減だった。税関が押収した侵害被疑輸出貨物は全体的に減少傾向を見せた。

(三) 自主的知的財産権侵害貨物が著しく増加している。

2015 年、税関は国内企業の自主的知的財産権に対する保護を強化し続け、企業の「海外進出」をサポート、支援した。通年で押収した自主的知的財産権侵害被疑貨物は 1,939 ロットで、被害額が 5,590 万元余りで、同期比でそれぞれ 130.29%、571.41%増加し、増加幅が大きかった。

(四) 商標専用権の侵害を主とする。

2015 年に税関が押収した侵害被疑貨物の侵害した知的財産権は、商標専用権、専利権、著作権、著作権に関連する権利等を含み、そのうち商標権侵害に関わる貨物は 6,800 万点余りにも達し、侵害被疑貨物総数の 98%を占めた。

(五) 被疑侵害貨物は消費財を主とする。

2015 年に税関が押収した侵害被疑貨物は主に化粧品およびケア用品、たばこ製品、機電製品、金属機械、衣料品、靴類等だった。2014 年と比べて化粧品およびケア用品、ジュエリー、医療器械、腕時計等の種類の侵害被疑貨物は大幅に増加した。食品・飲料、軽工業品、記録媒体、その他の機電製品等の種類の侵害被疑貨物は減少傾向を見せた。

(六) 郵送、海運ルートでの侵害貨物押収は異なる特徴を見せた。

郵送ルートでの侵害貨物押収はロットが多い、数量が少ないという特徴を見せ、合計で侵害被疑貨物を 2 万ロット近く押収し、押収ロット総数の約 84%を占め、同期比で 2.7%増で

あった。

海運ルートの侵害貨物押収はロットが少ない、数量が多いという特徴を見せ、押収ロットが押収ロット総数の 8%未満しか占めなかったが、関わる侵害被疑貨物は 6,800 万点近くに達し、侵害被疑貨物総数の約 97.6%を占めた。

(七) 侵害貨物の貿易対象地域が多様化している。

税関が押収した被疑侵害貨物の目的国（地域）は 合計で 141 の国・地域に関わる。被疑侵害貨物のロット数で計算すると、トップ 10 は米国、ブラジル、スペイン、イタリア、フランス、韓国、イギリス、ベルギー、ロシア連邦、中国香港である。侵害被疑貨物数で計算すると、トップ 10 はイラン、スペイン、パキスタン、ベルギー、オーストラリア、インドネシア、ロシア連邦、ナイジェリア、アラブ首長国連邦、エジプトである。

二、2015 年の税関の知的財産権保護措置

(一) 「清風キャンペーン」を実施し、「中国製」の海外イメージを守った。

国務院「全国知的財産権侵害と模倣・粗悪品製販行為摘発業務指導者グループ弁公室」の統一的な配に基つき、税関総署は全国税関が「中国製の海外イメージを守るための『清風キャンペーン』」（以下、「清風キャンペーン」という）を展開することを組織した。税関総署は「清風キャンペーン」計画を作成、配布し、全国 42 の直属税関で全部「清風キャンペーン」指導者グループを設立した。総署の統一指揮と上下連携を強化し、法執行リソースと法執行パワーを集中して、侵害違法行為を厳しく取り締まった。珠江デルタ、揚子江デルタ、京津冀（北京市、天津市、河北省）等の地域の税関法執行地域連携を展開し、立体式の侵害・模倣摘発網を構築した。アフリカ、アラビア地域の重要な港、重要な航路を対象に、情報分析とリスク検討を強化し、精確な摘発を実施した。アフリカとアラビア地域の国の税関の法執行能力に対する援助を強化し、共同摘発の効果を高めた。統計によると、通年で税関は合計でアフリカ、南アメリカ、アラビア国へ輸出する侵害貨物を 6,182 ロット、3,881 万点押収し、「中国製」の海外イメージを効果的に守った。「清風キャンペーン」の期間中に、全国税関は積極的に知能化管理監督手段を運用し、典型的案件を摘発した。例えば、上海税関はリスク分析を通じて、連続してナイジェリアへ輸出する「3M」商標権を侵害するマスクを 2 ロット、15 万点近く摘発した上、直ちに公安機関に通報し、被害額が 1,000 万元に達する国境横断的な模倣品製造、販売グループの撲滅に協力した。寧波税関は税関申告書の情報分析により、ジョージアに輸出する「DONGIL SUPER STAR」の商標を侵害するラバーベルトを 84,029 本摘発した。杭州税関管轄下の温州税関は情報手がかりにより正確な分析、取調べを展開し、連続してナイジェリア、モザンビーク等の国に輸出する有名スポーツブランドの商標権を侵害する疑いのある運動靴を 46,400 足摘発した。

(二) 侵害違法の新情勢に対応し、重点分野を対象に特別行動を展開した。

税関は国務院の「インターネット分野の侵害・模倣行為取締強化に関する意見」を真剣に貫徹し、クロスボーダー電子商取引等新興業態の健康な発展を目指して、継続的にインターネット分野の侵害・模倣特別行動を推進し、クロスボーダー電子商取引商品が主に郵便、速達便で郵送される特徴に対し、輸出入速達便に対する重点的取締を展開した。通年で郵便、速達便ルートを経由する侵害被疑貨物をロット総数の約 86%を占める 2 万ロット余り摘発し、「アリの引っ越し」と呼ばれる侵害・模倣活動の多発状態を効果的に抑制した。

また、税関は引続き消費者の健康・安全を害する模倣食品・薬品、化粧品、自動車・バイク部品を法執行の重点にリストアップし、取り調べを強化し、多くの重大案件を摘発し

た。例えば、拱北税関は「フェレロの立体商標」を侵害するチョコレートを2万粒余り摘発した。広州税関は被害額が60万元余りに達する「POND'S」「U Unilever」等の商標専用権を侵害する化粧品を62,328点摘発した。大連税関は、被害額が40万元余りに達する「CHERY」及びそのロゴマークを侵害する自動車部品を5,628点摘発した。

(三) 情報公開を推進し、法執行の透明度を向上させた。

税関は国务院の権利侵害・模倣案件の情報公開に関する要求を貫徹し、「税関が法により知的財産権侵害輸出入貨物に関わる行政処罰案件情報を公開することに関する実施弁法（試行）」に基づき、税関のポータルサイト及び「信用中国」という政府サイトで知的財産権行政処罰案件の情報を公開し、侵害・模倣の暴露を強化し、侵害・違法者を大いに震え上がらせた。統計によると、2015年に中国税関が公開した知的財産権行政処罰事件は1,000件余りに達し、法執行の透明度が著しく向上した。

更に、税関は「法律遵守者の利便を図り、違法者を懲戒する」という原則を堅持し、知的財産権行政処罰と企業信用管理を関係付け、侵害・模倣で処罰を受けた輸出入企業に対し、法によりその信用格付けを下げ、通関コストを引き上げた。上海税関は知的財産権違法状況を企業の自由貿易区利便措置利用の評価基準に入れ、知的財産権の「一票否決制」を取り、企業の法律遵守意識の向上を図った。

(四) 企業の権利保護コストを低減し、サービスレベルを向上させた。

企業の権利保護コストを減らすために、企業が積極的に税関に届出保護を申請するよう導き、励ました。2015年11月1日より、税関総署は知的財産権税関保護届出費用（800元/件）の徴取を一時停止した。同政策の実施は良い効果を収め、短い時間で企業の日当たりの届出申請数は費用徴取消前より約100%増加した。統計によると、2015年、税関はオンラインで届出申請を7,500余件受理し、5,600余件審査、許可した。その内、国内権利者の届出を2,878件許可し、全体の約50%を占めた。

また、税関は、相談担当制度を構築し、企業に個性化した法律指導等のサービスを提供し、企業が課題を解決するのに大きく役立った。例えば、拱北税関は珠海市知識産権局の主催する「珠海知的財産権フォーラム」をきっかけに、珠海市知的財産権保護協会の40社余りの会員及び管轄区の重点的自主的知的財産権企業向けに知的財産権税関保護の特別セミナーを開催した。昆明税関の所属税関は華為社と協力覚書を締結し、協力して違法に外国に輸出する華為携帯電話を摘発し、華為の外国でのブランドイメージと市場シェアを効果的に守った。

(五) 法執行協力を強化し、総合的に管理する法執行の合力を形成した。

税関は積極的に全国侵害・模倣摘発プラットフォームの建設に参加し、部門横断的な法執行協力を強化し、各級地方政府との合作を強化し、積極的に輸出入における侵害・模倣情報及び統計データを提供し、関係部門と案件相談・法執行調整体制を構築し、侵害・模倣品に対するトレーサビリティ、属地管理と共同行動を強化し、部門連携、摘発・建設結合、内外協調の防止・行動連携仕組みを立て、「発生源追跡、市場販売禁止、拠点摘発」のために大きな支持を提供した。福州税関は地方法院、他の知的財産権主管部門と「知的財産権紛争の『大調停』連携体制の構築に関する若干の意見」に調印し、知的財産権紛争の大調停連携体制に参加し、良い成果を遂げた。

税関は更に「二法連動」を徹底し、具体的な案件を摘発する時に関連部門と法執行連携を展開し、特に公安機関と連携して発生源を探り、ネットワークを破り、ルートとチェーンを破壊した。通年で公安機関に違法・犯罪被疑案件を193件移送した。深セン税関は深セン市公安局と共同で協力覚書の修正を検討し、情報交換を迅速にし、案件取り調べの機先を制した。2015年内に、摘発した重大案件について公安機関に重大案件の手掛かりを

55 件通報し、19 件につき公安機関から立件通知を受け取り、以前と比べて大躍進した。

税関総署は国家知識産権局と引き続き双方の法執行リソースを活用し、法執行の合力を形成する専利権保護協力モデルを構築し、輸出入における専利権保護の協力体制を整備することを検討した。現在、青島税関所属の黄島税関と青島知識産権局は既に専利権保護協力体制の試行を開始した。

(六) 権利者との協力を展開し、法執行提携レベルをアップした。

2015 年、中国税関は引き続き多方式で知的財産権利者との協力を強化した。主に以下の幾つかに集中した。

権利者に税関職員向けの侵害商品鑑別及びリスク動向教育をしてもらい、税関職員の侵害商品に対する捜査能力を効果的に高め、税関が最新の侵害リスク動向を把握して手配の精確度を高めるのに協力してもらった。その上、交流の深化を通じて、税関の法執行の困難とニーズに対する企業の理解を促進し、企業が積極的に税関の法執行に協力する意欲を引き出し、税関の法執行効能をアップするのに積極的な促進作用を果たした。

税関は企業の情報ルートの優位性を充分に発揮させ、企業が積極的に侵害貨物の輸出入情報を収集するよう励ました。各地税関は、企業の通報情報に基づき、数多くの重大侵害案件を摘発した。例えば、南京税関は権利者である安徽海螺集団有限責任会社の通報情報を元に、ある会社が海運ルートを通じて輸出する「CONCH」商標権を侵害するセメント 15,000 トン(被害額が 475 万元に達する)を摘発した。杭州税関、寧波税関は共同で権利者と通報手がかりの取調べ、検査を展開し、知的財産権侵害貨物の通報受理基準要求及び処理手続きを明確にし、二税関間の知的財産権貨物通報法執行協力を強化した。

税関は定期的に知的財産権利者に対し「知的財産権税関保護システム」における合法使用者のリストを更新、見直しするよう注意し、税関が間違えて合法商品を押収してしまう事情の発生を減らすことを図った。情報更新を怠ることにより、間違えて合法商品を押収された権利者と面談し、当事者の権利濫用を制約した。

(七) 自主的知的財産権に対する保護を強化し、企業の「海外進出」を支持した。

2015 年、全国税関は税関総署の要求に従って、自主的知的財産権に対する保護を一層強化した。その具体的な措置は以下のとおりである。

第一に、継続的に侵害摘発を強化した。2015 年、中国税関は合計で自主的知的財産権侵害被疑の輸出入貨物を 1,939 ロット(被害額が 5,590 万元)摘発した。例えば、天津税関は「濰柴」商標権を侵害する内燃機関部品 700 点の案件を摘発した。寧波税関は「COIDO」商標権を侵害するエアポンプ 4,068 台の案件を摘発した。南寧税関は「MI」商標権を侵害する輸出移動電源及び「OPPO」商標権を侵害するイヤホン案件等を摘発した。

第二に、企業の合法的経営と権利保護を指導した。企業が合法的に輸出加工業務を展開するのを励まし、導くために、税関総署は企業に協力して速やかに外国企業注文書の知的財産権状態を鑑別できる体制の構築を検討している。各地の税関は国際貿易企業、加工貿易企業、郵便及び速達便運輸企業、通関申告企業向けの知的財産権関連法律の宣伝、教育活動を展開、組織して、企業が権利保護意識と能力を高めるのに手伝った。例えば、揚子江デルタ、珠江デルタ地域の税関は、知的財産権税関保護企業連絡窓口制度の推進を試行し、「輸出ブランド注文書事前確認サービス」を積極的に押し広げ、企業の受動的侵害を防止することを図った。

第三に、産業協会、企業との協力を強化した。税関は法執行を強化するとともに、関連分野の産業組織と協同して侵害行為に対する発生源からの管理を展開することを組織し、業界内企業の健康的な発展を導き、規範化させた。例えば、税関総署は「中国反侵害模倣革新戦略連盟」との連絡、提携を強化し、積極的にメンバー企業の権利保護に関する助言

とニーズを聴取した。広州、黄埔税関は「欖菊」権利者と座談し、企業の意見を聴取し、当面の新情勢における税関と権利者との知的財産権保護に関する協力措置の更なる強化を検討した。龍口税関と煙台双塔春雨輸出入有限公司、威海税関と山東威達機械股份公司等は保護契約書に調印した。

(八) 国境横断的な提携を深化し、国際貿易の安全を守った。

侵害貿易はグローバルな課題であり、侵害商品の国際貿易を摘発するには、各国・各地域の法執行機関の密接な協力が不可欠である。中国税関は2015年に、以下の幾つかの国際協力を展開した。

税関総署は引き続き欧州連盟税関との「2014～2017年知的財産権協力行動計画」を実施し、リスク情報の交換を展開した。2015年6月に第7回中米戦略・経済対話中に、中国税関はアメリカ合衆国国土安全保障省移民税関執行局と「中米税関知的財産権協力文書」を締結し、国境横断的な侵害貿易の摘発レベルを高めた。ロシア税関と第5回ワーキンググループを開き、2015～2016年の重点取組計画を制定した。フランス税関と人員教育や法執行交流を展開した。南アメリカ3国の知的財産権保護法執行を調査研究する職員を派遣し、「清風キャンペーン」の今後の重点的取組を検討した。日中韓3国税関の法執行提携を推進した。世界税関機構、APEC、上海協力機構等多国間国際協力の場において中国税関による侵害摘発の取り組みと成果を積極的にアピールした。

2015年末、上海税関は中国税関を代表して世界税関機構の実施した共同法執行行動に参加し、侵害貨物を15万点摘発した。積極的に国際法執行協力に参加することにより、中国政府の知的財産権保護の決意を見せた。

税関広東分署は引き続き広東・香港・マカオ税関の知的財産権保護提携体制の整備を推進し、地域横断的な法執行の協力を深化させた。第一、特別連絡スタッフを設け、積極的に連絡の職責を履行させた。第二、着実に情報通報を推進し、広東・香港・マカオ横断的な侵害案件の月報及び重大案件の即時通報制度を徹底した。第三、適時に香港税関、マカオ税関と連携して共同法執行行動を実施した。2015年末に、香港税関が提供した情報を元に、税関広東分署は広州税関と共同で、広州南沙港で輸出を申告した侵害化粧品を6万点近く摘発した。これは近年来、広東・香港税関のPTP情報協力により摘発した最大規模の侵害案件である。

(九) 一般向けの宣伝を強化し、公衆の法意識を高めた。

2015年、中国税関は絶えずに摘発に力を入れ続け、法執行の抑止力を高めるとともに、宣伝啓発を通じて、社会全体の知的財産権保護意識を高め、輸出入企業が「遵法者の利便性取得」という考え方を持つように導いた。

継続的に集中宣伝を実施した。2015年、税関総署と各地税関は「4.26 知的財産権宣伝ウィーク」、「8.8 法制宣伝デー」及び「12.4 憲法の日」を利用し、さまざまな形の知的財産権税関保護宣伝を集中的に行った。例えば、「誠信興商宣伝月」、「法普及国境行」、「税関公開日」等の特別宣伝活動は、良好な社会的効果を取得した。各直属税関は管轄区の特徴を踏まえ、政策宣伝会、税関・企業法普及連絡員等の形式で、企業に「オーダーメイド」式法サービスを提供し、対応性と実効性を高めた。天津、大連、福州、アモイ、ラサ、ウルムチ等の税関は侵害商品の公開的廃棄を実施し、侵害・模倣品の社会公衆に対する危害を宣伝した。上海、南京、杭州、アモイ、広州、深セン、黄埔等の税関はマスコミを通じて、案件により法律を説明し、企業が法律遵守の経営と知的財産尊重をするよう教育した。

日常的な法律普及宣伝を強化した。税関は、日常的な法執行活動において各種メディアを活用し、知的財産権保護の宣伝教育を実施した。例えば、税関の政務用微博(=中国版ツイッター)、微信(WeChat)を利用して、知的財産権税関保護の法律、政策、法執行動

向及び典型的案件を宣伝した。「穗関小青」、「福関E家」、「銭塘関語」、「渝関律盾」等40余りの微信公式アカウントは前後して知的財産保護関連の内容を掲載した。継続的に税関の「12360」サービスプラットフォームを通じて税関の知的財産権保護に関する知識の普及、注目度が高く難解な問題に対するQ&A、各界の意見やアドバイスの受け入れ等を行った。ビデオ撮影等の形で知的財産権の税関保護を宣伝した。北京税関は知的財産権保護の特別プロモーションビデオを製作し、社会各界に向けて近年来北京税関の知的財産保護活動の取得した実績を展示した。南京税関は「知的財産権保護、税関が行動中」というマイクロ映画を撮影し、税関が企業に行って説得し、リスク管理等の手法をもって企業の課題解決を手伝ったストーリーを生き生きと語っている。

基地を活用して宣伝キャンペーンを行った。浙江義烏で建設した「税関知的財産権保護展示ホール」を充分に利用し、知的財産権税関保護の政策、法規を宣伝・普及し、社会各界の税関に対する理解を深め、社会全体の知的財産権保護意識の向上を促進した。通年で国内外政府団体、企業、権利者代表、マスコミ等の見学者を約120回余り、6,000人余り受入れた。

2015年、中国税関の知的財産権保護は著しい実績を取得し、各界から高く評価された。2015年9月、国際刑事警察機構は中国税関に「国際知的財産権犯罪調査協力賞」を授賞し、中国税関の侵害・模倣摘発に対する取り組みを表彰した。

三、終わりに

2016年は中国国民経済と社会発展の第13次五カ年計画の1年目であり、「清風キャンペーン」の戦果拡大の年でもある。全国税関は真剣に党の第18期中央委員会第5回全体会議、中央経済会議の趣旨を貫徹し、侵害・模倣品摘発活動推進の決心と意欲を一層強化し、国の革新駆動発展戦略と知的財産権強国戦略実施に焦点を当て、供給側改革の考えを樹立し、税関の輸出入知的財産権保護職能を充分に発揮し、市場主体による国際競争参与に有利な条件を作り、継続的に「清風キャンペーン」を推進し、更にインターネット分野の侵害・模倣品取締及び郵便、速達便ルートの特別法執行を強化する。摘発・建設の結合、法に基づく取締、能力建設、社会共同統治、統一した計画案配・協調に対し一層力を入れ、継続的に侵害・模倣品への高圧摘発態勢を保ち、「中国製」の海外イメージを守り、知的財産権に強い企業の育成と発展を促進し、「中国製造」から「中国創造」へ、「中国製品」から「中国ブランド」への転換を後押しする。

出所：

2016年4月26日付け中華人民共和国海関総署ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info795840.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。